平成３０年（あ）第５８２号
不正競争防止法違反被告事件
平成３０年１２月３日　第二小法廷決定

文責：齋藤　弘樹
監修：若林　茂雄

［本決定の概要］

最高裁は、勤務先の営業秘密であるデータファイルへのアクセス権限を付与されていた従業員が、同社を退職して同業他社へ転職する直前に、同データファイルを私物のハードディスクに複製したこと、当該複製は勤務先会社の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的をうかがわせる事情もないこと等の事実関係の下では、同従業員には、不正競争防止法（平成２７年法律第５４号による改正前のもの）２１条１項３号[1]にいう「不正の利益を得る目的」があったといえる旨判示した。

［事案の概要］

１　被告人は、自動車の開発、製造、売買等を業とするＡ社に勤務して、Ａ社の営業秘密であるデータファイルへのアクセス権限を付与されていた者である。

被告人のＢ社（Ａ社の同業他社）への転職に関する事実関係と、営業秘密であるデータファイルの私物のハードディスク等への複製に関する事実関係をまとめると下記のとおりとなる。

記

（１）Ｂ社への転職に関する事実関係

ア　平成２５年４月１９日以降、被告人は数回Ｂ社の採用面接を受け、同年６月１８日、同社との間で同社への就職を合意した。

イ　平成２５年６月２８日、被告人はＡ社に対して同年７月３１日付で退職する旨申し出、同月１１日にＡ社からの承認を受けて同月２６日を最終出社日とすることになった。

ウ　被告人はＢ社において、海外で車両の開発及び企画等の業務を行うことが予定さ

[1] 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ　営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ　営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ　営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

れていた。

（２）営業秘密であるデータの私物ハードディスクへの複製に関する事実関係

ア　被告人はＡ社からノート型パーソナルコンピュータ（以下「会社パソコン」という。）を貸与され、これを持ち出して社外から社内ネットワークに接続することの許可を受けていた一方、私物の外部記録媒体を業務で使用したり、社内ネットワークに接続したりすること、会社の情報を私物のパーソナルコンピュータや外部記録媒体に保存することは禁止されていた。

イ　被告人は、平成２５年７月１６日、自宅において、会社パソコンに保存していた営業秘密であるデータファイル８件を含むフォルダを私物のハードディスクに複製し、さらに同月１８日、自宅において、私物のハードディスクから私物のパーソナルコンピュータに同フォルダを複製した（犯罪事実１）。その後、最終出社日とされていた同月２６日までの間に、上記のデータファイル８件をＡ社の通常業務や残務処理等で用いたことはなかった。

ウ　被告人は、平成２５年７月１６日、上司に対し翌２７日の出勤を申し出て許可を受け、同日、Ａ社テクニカルセンターにおいて、持ち込んだ私物のハードディスクを会社パソコンに接続し、Ａ社のサーバーコンピュータから営業秘密であるデータファイルを含むフォルダを私物のハードディスクに複製した（犯罪事実２）。

２　本件では、一審（横浜地判平成２８年１０月３１日）、控訴審（東京高判平成３０年３月２０日）において、不正競争防止法２１条１項３号ロにおける「不正の利益を得る目的」の有無が争われ、この点について最高裁において職権での判断がなされた事案である。

［本決定の要旨］

最高裁は、上記１（２）の犯罪事実１及び２についてＡ社の業務遂行以外の目的によるものであるとした上で、以下（斜体文字）のように判示した。

以上のとおり、被告人は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、勤務先の営業秘密である前記１の各データファイルを私物のハードディスクに複製しているところ、当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないなどの本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法２１条１項３号にいう「不正の利益を得る目的」があったといえる。以上と同旨の第１審判決を是認した原判断は正当である。

［解説］

１　「不正の利益を得る目的」の意義

不正競争防止法２１条１項各号は、処罰範囲を明確に限定するために、いずれも「不正の利益を得る目的」又は「営業秘密の保有者に損害を加える目的」を要件としており、このうち「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第

三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれると考えられている。また、公序良俗又は信義則に反する形であれば、その目的は経済的利益か、非経済的利益かを問うものではない、と考えられている。

その上で、「不正の利益を得る目的」については、背任罪における解釈論を参考に、①「営業秘密の保有者（本件でいえばＡ社）の利益を図る目的」が存在しないことを裏から規定したものと考える見解と、②積極的に利欲的な動機や加害の動機がある場合に限り処罰する趣旨であると考える見解が存在する。

２　本決定の意義

本決定は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、正当な目的の存在をうかがわせる事情もなく勤務先の営業秘密を領得した場合には、自己又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できる、との事実認定に関する判断を示した。

また、控訴審判決は「不正の利益を得る目的」について一般的な法解釈として、上記②の見解を採用していないこと及び目的は概括的に特定できれば足りることを示しているように読める。[2]これに対し、本決定は、一般的な法解釈を示していないものの、少なくとも本件においては、上記②の見解を採用しないこと及び目的については「自己又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用する」という程度の特定で足りることを示しているように読める。[3]

３　企業に対する影響・企業の留意点

役員や従業員にデータファイルを領得される事案においては、被害実態として、①領得の対象・範囲、②領得後の利用方法、といった点を把握する必要があると思われるが、企業による任意の調査には限界があることから、捜査機関による捜査を求めることが望

[2] 控訴審判決は「高い経済的価値を有する重要な営業秘密を不正競争防止法２１条１項３号という極めて当罰性の高い態様で領得した場合に、正当な目的がなく専ら自己又は第三者の何らかの利益を図るためであるときには、その利益の内容が明確かつ具体的な意欲ではなく、また非財産的なものであったとしても、同法２１条１項３号における『不正の利益を得る目的』に該当するというべきである。このことは、例えば、営業秘密の領得においては、不正な使用、開示まで必要がないことから、営業秘密保有者のためなどの正当な目的による行為でないことは明らかなのに、被告人自らが目的を供述しない限り概括的な目的しか特定できないことも想定できるが、このような場合を営業秘密侵害罪の処罰対象から除外するのは平成２１年改正の趣旨に反することからも明らかである。」として、利益の内容が明確かつ具体的な意欲でなく非財産的なものの場合でも、概括的な目的しか特定できない場合でも、「不正の利益を得る目的」に該当するとの一般的な法解釈を示しているように読める。

[3] 本判決はまた、「被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法２１条１項３号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる。」と述べており、退職後に勤務先（営業秘密の保有者）以外のために利用する、という程度に目的が特定できれば足りることを示している。

ましく、そのためには告訴を行うことが望ましい。[4]

告訴を行う場合には、告訴状に犯罪事実及びその根拠を記載することが重要であり、たとえば営業秘密の管理に係る任務に就いていた者（役員や従業員）による営業秘密の領得については、「不正の利益を得る目的」であったことも記載することになると考えられるが、本決定と事実関係が類似する事案については、本決定を参考に記載することが考えられる。

もっとも、本決定のような形で「不正の利益を得る目的」について記載するためには、退職する役員や従業員のデータファイルへのアクセスにつき業務遂行目的等を否定できることが前提となる。したがって、書面又は電磁的記録（メール等）で退職直前の業務内容を明確化することに留意すべきである。[5]

以　上

---

4 不正競争防止法２１条１項各号に定める行為については、平成２７年の同法改正により、親告罪ではなくなったが、捜査機関に捜査を求めるためには、実務上、告訴を行うことが望ましい。

5 たとえば、退職直前の業務指示と実際に行った業務内容の報告の両方を、書面又は電磁的記録によって行うことにすれば、それらに記載された業務内容と整合しないデータファイルへのアクセスについて、業務遂行目的等であることを否定しやすくなると考えられる。